

中間利息控除の規律について

- 「部会資料 3 1」の第 2 の 5 (2) についての意見-

高 須 順 一

第 1 はじめに

いわゆる中間利息控除の在り方に関する立法的な見直しを検討することが、中間論点整理第 2 9、1 (2) において指摘されている。これを受けて、第 3 6 回会議にこの問題が検討された。席上、私は法定利率と中間利息控除とでは、その性質に異なる側面があり、これを同一に論じることは適当ではない旨の意見を述べた。そこで、本分科会において、より具体的検討を行うにあたり、私の意見を改めて整理補充させていただく次第である。

第 2 私の意見

1 法定利率との関係

中間利息控除については、最判平成 1 7 年 6 月 1 4 日民集 5 9 卷 5 号 9 8 3 頁が民事法定利率である年 5 パーセントを用いるべきであると判示している。また、民事執行法 8 8 条 2 項等は、将来債権の現在価額への換算につき、法定利率による利息相当額を控除する旨の規律を設けている（以上につき、部会資料 3 1 の 5 7 頁以下）。

そこで、第 3 6 回会議でも、中間利息控除については法定利率の在り方との関係で検討されている。具体的には、法定利率に関する利率の変動制を採用する場合にも中間利息控除については別な考え方が可能かという指摘が部会資料において示され、その是非を中心として議論が展開された。

私は、基本的に法定利率について変動制を採用するか、あるいは仮に従来どおり固定制を採用した場合であっても、その規律が自動的に中間利息控除に反映されるべきではなく、中間利息控除固有の規律を明文で設けるべきと考えている。

2 基本的考え方

(1) 法定利率について

法定利率が実際に適用されるのは、部会資料 3 1 の 5 3 頁にあるとおり、金銭債権の不履行の場合における損害賠償の遅延損害金を算定する場合と不当利得として利息を返還する場合である。不当利得における利息についても最低限の損害賠償金であると理解されており、結局のところ、法定利率は、履行期が到来しながら債務者がその支払いをしないことによる損害賠償金を算定するための基

準としての性質を有することになる。したがって、ここでは、損害賠償金算定にあたって、どのような内容のものが相応しいかという観点から、法定利率制度の内容を決定し、明文化するのが妥当と考える。

具体的には、①利息相当分を超過する損害の賠償を別途認めるか否かを検討する必要がある¹。②仮に利得超過損害の賠償を認めない場合には、法定利率を定める際に、市場における調達金利との関係のみならず、損害補填分としての他の要素や不払い抑制のためのインセンティブのようなものを考慮して決定することが妥当となる。③その場合、仮に固定利率を維持する場合には市場金利よりも一定程度、上乗せした法定利率を採用することが政策的に考えられる。④仮に変動制を採用する場合にも前提となる市場金利の指標に対して、一定程度の上乗せをすることが考えられる²。

(2)中間利息控除について

これに対し、中間利息控除が問題となるのは、文字通り、将来債権の現在価値への換算を行うための調整規律としてである。ここには損害賠償的要素や支払のためのインセンティブという要素は基本的に入らない。したがって、将来債権の金額と、それについて現在、支払いを受けた場合の金額が価値的に同一と評価される内容となるような規律を設けることが重要である。

そのような観点から考えた場合、現在、支払いを受けた金銭を市場において運用した場合に、収受することのできる運用利益を算定し、その相当分を、いわゆる中間利息として控除するのが、この問題の解決としては適当と考えられる。つまり、中間利息控除においては、市場金利との関係性がより強固であると理解される。

そこで、具体的には、①法定利率の場面で、別途、利息超過損害の賠償を認めるか否か、それとの関係において、法定利率について政策的に市場金利よりも高率のものとするか否かに関して、どのような解決を図るにせよ、中間利息控除に

¹ 現行法上、利息超過損害の賠償請求権に関しては、金銭債務の不履行においては否定されており（419条1項および判例法理）、不当利得における704条では肯定されている。前者については今回の債権法改正の検討課題となっているが、不当利得法理については必ずしも明確な検討課題とはなっていない。しかし、法定利率の在り方との関係において、不当利得返還請求権における損害賠償請求の内容についても検討の必要があると思料する。

² 訴訟継続中のような場合に、支払義務の有無を争う関係で支払いをせず、その後、結果的に敗訴により支払義務が確定するようなケースでは、訴訟継続中の期間について市場金利より高率の法定利率を課すことは妥当性を欠く。そこで、このような場合には法定利率を市場金利と同程度にする仕組みを作ることも政策的に検討されて良い。

すべきである。②その場合、市場金利については、いかなる指標に基づくとしても時的経過により変動する現状にあるので、中間利息控除の基準となる利率の決定にあたっては、その点を考慮する必要がある。つまり、利率の変動の可能性を認めるべきである。③ただし、中間利息控除においては、将来の一定時期までの間の市場金利を現時点において把握するという本来的には不可能な作業であるため、合理的な想定値を設けることしか対応の方法がない。そこで、想定値の算出方法を合理的なものとするルールを明文化することをもって、現実的な規律とすべきである。

3 明文化の必要性

今回の改正にあたって、中間利息控除の問題は解釈に委ね、明文化を見送るべきとの考え方もある。しかし、仮に明文化を見送り、法定利率のみを改正した場合、逸失利益の場面における中間利息控除について、他に適当な規定がない以上、どうしても法定利率を基準とせざるを得なくなってしまうと思料される。また、民事執行法88条等の規定では、明確に「法定利率」と規定されており、解釈に委ねるのみでは、この場面での適用の変更を実現することはできない。中間利息控除問題について適切な処理をするためには、明文化およびこれに基づく民事執行法88条等の改正が是非とも必要と考える。

第3 条項案の提案

以上に基づき、条項案を検討する場合、たとえば、東京弁護士会法制委員会の検討チームが作成した以下のような案が参考となると考える。

(東弁法制委・検討チームによる中間利息控除の条項案)

- 1 将来取得されるはずの純利益の損害賠償の支払いが、現在の一時点において行われる場合には、支払時から将来取得されるべき時点までの利息（以下、この利息を「中間利息」という。）を控除するものとする。
- 2 前項の中間利息の利率は、過去の一定期間の利率変動を平準化する方法により算出するものとし、政令において定める。

この東弁法制委・検討チーム案の骨子は、想定値の算出方法を合理的なものとするルールとして、過去の一定期間の利率変動を考慮し、これを平準化しようというものである。この場合の期間は相当程度、長期のものであるほうが安定性を維持す

ることになると思われる³。

これと同様の発想は、部会資料31の58頁にも記載があるところであり、そこでは、「例えば、基準割引率および基準貸付利率や国債の利回り等の過去数十年にわたる平均値を算出するなどの方法によるという考え方があり得る」と記述される。

上記東弁法制委・検討チーム案は部会、分科会における検討においても参照に値するものと思われる。ただし、同チームの条項案では損害賠償金の支払いと記載しているが、中間利息控除の問題は損害賠償金に限られず、民事執行法等でも生じ得るので、より適用範囲を一般化することが考えられる。

また、具体的な算出基準を政令において定めるとの提案については、民法が基本法、一般法である性格上、好ましくないとの判断もあり得ると思われる。この場合には民法典に算出基準を規定する必要が生じる。

これらの点を考慮して、上記東弁法制委・検討チーム案の趣旨に沿って具体的文言を検討するとすれば、以下のような提案が考えられる。

(上記東弁法制委・検討チーム案の修正案)

- 1 損害賠償請求における逸失利益に関する債権や確定期限の到来していない債権について、現在の一定時（以下、この時点を「基準時」という。）に弁済期の到来を認める場合において、その債権額の支払いを認めることが不当と評価される場合には、基準時からその債権の本来の弁済期までの間の利息相当額（以下、この利息を「中間利息」という。）を債権額から控除するものとする。
- 2 前項の中間利息の利率は、過去の〇〇年間の〔基準割引率および基準貸付利率／短期国債の発行金利／TIBOR〕の利率の変動を平準化する方法により算出するものとする。この利率はこの民法の施行日に算出を行った後、以後、〇年ごとに改定する。

以 上

³ 福岡弁護士会の調査によれば、旧公定歩合の2008年時点での過去30年平均は2.572パーセント、同時点での過去10年平均は0.315パーセントとのことである。同様に、10年国債の利回りは、同時点での過去30年平均は4.253パーセント、同時点での過去20年平均は2.868パーセントとのことである。